

長野県景観審議会公募委員募集要項

長野県建設部都市・まちづくり課

1 趣 旨

長野県景観審議会は、長野県の景観の育成などに関する重要事項について調査審議を行うため、長野県景観条例に基づき設置している組織です。

この審議会で、景観育成などに関する御意見を幅広くお聞きし、景観行政に反映させるため、「長野県景観審議会」の委員を公募します。

2 募集人数

3名以内

3 応募期間

令和8年1月23日（金）から令和8年2月24日（火）まで
(2月24日必着（郵送の場合は当日消印有効))

4 応募資格

次のすべての条件を満たす方とします。

- (1) 県内に居住する満20歳以上の方（令和8年4月1日現在の満年齢）
- (2) 年に数回（通常1～2回）程度開催される審議会に出席できる方
(会議は原則として、平日・昼間に開催します（1回の開催時間は2時間程度))
- (3) 長野県の景観やまちづくりの分野について、日ごろから関心をお持ちで、今後の景観政策の方向性や取り組むべき施策などについて、意見を述べていただける方

5 任 期

委嘱の日（令和8年4月1日予定）から2年間

6 応募方法

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、次のテーマに関する小論文（900字程度）を添えて応募して下さい。

テーマ「美しく豊かな信州の景観を未来へつなぐために必要なこと」

- (2) 応募は、郵送、持参のほか、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法とします。
- (3) 提出いただいた書類は返還しません。

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により選考します。
- (2) 面接は書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 書類選考の結果は、令和8年3月中旬までに応募者に通知します。

裏面に続く

8 応募先・問合せ先

郵便番号 380-8570 (住所記入不要)
担当課 長野県 建設部 都市・まちづくり課 景観係
電話 026-235-7348 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線3364
ファクシミリ 026-252-7315
電子メール keikan@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 申込書は以下のページからダウンロードできます。
https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/happyou/20260123press_kaisen.html
- (2) 応募書類の個人情報は、選考の目的のみに使用します。
- (3) 審議会は公開で行われます。また、委員として発言された内容は議事録として公開されます。
- (4) 審議会に出席していただいた場合には、長野県の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

受付日	
整理番号	

長野県景観審議会公募委員申込書

[申込日] 令和8年 月 日

(ふりがな) 氏名			性別	男・女
			生年 月日	年 月 日 (歳)
住 所	(〒 ー)			
連絡先	電話	(携帯電話)		FAX
	Eメール			
職 業			勤務先	(電話)
経歴 活動経験	期 間	内 容		
		※景観に関する分野における、職業、団体・グループ活動、ボランティア活動、著作、講演、学業などの経歴・活動経験や、分野を問わず、国・県・市町村の審議会、研究会の委員、モニター等の経験などを記載してください。		
応募の動機				
その他 自己PR等				

注意 1 : 指定の小論文を添付して提出してください。

2 : 応募期限は令和8年2月24日(火)必着(郵送の場合は、当日消印有効)です。

3 : 本申込書の内容は、今回の審議会委員選考以外では使用しません。